

第七十三回 帝國議會衆議院 恩給金庫法案外一件委員會議錄(速記) 答

付託議案  
恩給金店  
恩給法上

恩給法中改正法律案(政府提出)  
金庫法案(政府提出)  
庶民金庫法案(政府提出)  
無盡業法中改正法律案(政府提出)

恩給法中改正法律案(政府提出)

昭和十三年一月十七日(木曜日)午前十時

十八分開議 無盡業法中

出席委員左ノ如シ

委員長 前田房之助君

理事坂東幸太郎君 理事最上政三君

理事江藤源九郎君理事小笠原八十美君

松田 正一君 川合 直次君

釘本衛雄君 村瀬武男君

小高長三郎君 坪山 德彌君

曾和 義式君  
伊豆 富人君

塙本 重藏君 松本治一郎君

今井  
新造君

出席政府委員左ノ如

内閣恩給局長 高木 三郎君

法制局長官 船田 中君

法制局參事官 楊貝 詮三君

大藏政務次官 太田 正孝君

大藏省銀行局長 入間野武雄君

陸軍參與官 比佐 昌平君

海軍參與官 岸田 正記君

本田ノ會議 二上リタル議案左ノ如シ

卷之三

馬公金匱治案(政府抄本)

第六類第七號 恩給金庫法案外一件委員會議錄

第一回 昭和十三年二月十七日

恩給法中改正法律案(政府提出)  
庶民金庫法案(政府提出)  
無盡業法中改正法律案(政府提出)  
○前田委員長 是ヨリ開會致シマス、恩給  
金庫法案、恩給法中改正法律案、庶民金庫  
法案、無盡業法中改正法律案ヲ議題ト致シ  
マス、先づ恩給金庫法案、恩給法中改正法  
律案ニ付キマシテ、政府ヨリ提案趣旨ノ説  
明ガアリマス

○船田政府委員 恩給金庫法案及ビ恩給法  
中改正法律案ニ付キマシテハ、先般本議場  
ニ於テ一應御説明申上ゲタノデアリマスガ、  
更ニ其要旨ヲ申上ゲタイト存ジマス

恩給金庫法案ニ付キマシテハ、既ニ第七十  
議會ニ於テ當院ノ御審議ヲ經タモノト殆ド同  
一内容ヲ有スルモノニアリマス、隨テ成ベク  
説明ヲ簡略ニシテ、足ラザル所ハ御質問ニ  
應ジテ御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス、恩  
給年金擔保金融ノ問題ニ付キマシテハ、大  
正十二年現行恩給法制定以前ヨリ、兎角ノ  
論議ガ交サレテ居タモノニアリマス、即  
チ明治四十三年恩給年金ノ支給事務ガ、大  
體省ヨリ遞信省へ移管セラレ、郵便局ヲ通  
融業者間ノ紛争ヲ耳ニシ、實際支給事務ヲ  
取扱フ立場ヨリ、何トカ方策ヲ立テネバナ  
ラヌコトヲ痛感サセラレテ居ツタノデアリ  
マシテ、代理受領ノ形式ヲ以テスル金融關  
係ヲ調査シタルコトモ一再デナカツタノデ  
アリマス、故ニ大正十二年恩給法制定ノ際  
ニモ、之ニ對スル方策ハ主管廳タル恩給局  
ニ於テ、種々考慮セラレタノデアリマスガ、  
政府部内ニ於テモ中々議論ガ多カツタノデ  
アリマス、當時ニ於テハ恩給年金ヲ擔保ニ  
供スルト云フコトハ、法ノ禁ズル所デアリ  
マシテ、以テノ外ノコトデアルトシテ居ツタ  
ノデアリマスカラ、違反者ニ對シテ制裁ヲ  
加ヘルガ宜シイト云フヤウナ議論モ相當  
有力デアリマシテ、現ニ恩給法ト同時ニ制  
定セラレマシタ宮内省恩給令ノ如キハ、一  
種ノ制裁規定ヲ加ヘテ居ルノデアリマス、  
併ナガラ政府ハ此ノ問題ハ兎ニ角尙ホ考究  
スル餘地モアルデアラウト云フコトデ、一  
應從來通り擔保禁止ノ規定ヲ置イタ儘法律  
モアリ、擔保トジテ交付ヲ受ケタ恩給證書  
ヲ申請スルト云フヤウナ借手ノ惡辣ナモノ  
モ同業者ニ轉賣シテ、證書ハ轉々シテ所在

ガ判明セズ、ソレガ爲ニ元本ハ返済シタノ

ニ拘ハラズ證書ハ一生涯返ツテ來ナイ、是ガ

爲メ僅カ三四年分ノ融通ヲ受ケテ、三十年

モ恩給ヲ受取ラナイト云フヤウナ、貸手ノ

惡辣ナル事例モ少クナカッタノデアリマス

政府ニ於テハ是等ノ實情カラ考ヘマシテ、

速カニ何等カノ方策ヲ執ルノ必要アリトナ

シマシテ、昭和八年恩給法中ノ一部改正案

ヲ議會ニ提出スルニ當リマシテ、特殊ノ金

融機關ヲ作り、此機關ニ對シテノミ擔保金

融ヲ認メ、從來ノ弊害ヲ一掃スルト云フ方

針ヲ決定シタノデアリマスガ、偶ニ議會ニ

於テモ此ノ狀態ヲ認メラレマシテ、衆議院

ニ於テ當該法律案可決ノ際ニ「速ニ適當ナル

方法ヲ講ゼラレタシ」トノ希望條件ヲ付セラ

レタノデアリマス、爾來政府當局ハ銳意準

備ヲ致シテ居ツタノデアリマスガ、金融關

係、政治關係等ノ原因ニ依リマシテ提案ノ

機會ガナク、漸ク第七十議會ニ提案致シタ

ノデアリマスガ、御承知ノ通り委員會ノ審

議半バニシテ不幸議會ノ解散ニ遭遇シ、茲

ニ再び本案ノ御審議ヲ乞フニ至ツタ次第デ

アリマス

恩給金庫ノ内容ニ付キマシテハ、既ニ御手許ニ差上ガマシタ恩給金庫設立要綱ニ依リ、御了承ヲ得テ居ルコトト思フノデアリ

恩給金庫ノ内容ニ付キマシテハ、既ニ御手許ニ差上ガマシタ恩給金庫設立要綱ニ依リ、御了承ヲ得テ居ルコトト思フノデアリ

マスガ、金庫設立ノ眼目ハ

一、恩給金庫ガ經營上立行ク程度ニ於テ

成ルベク低イ金利ヲ以テ廣ク受給者ニ

迫ヨリ免ガレシムルト共ニ他面受給者

タルノ體面ヲ保タシメ恩給年金給與ノ

本旨ヲ維持セントスルコト

以上ノ二點デアリマスガ、尙ホ恩給金庫

ハ此擔保貸付ノ外、擔保トシテデハナク單

純ナル代理受領ヲモ行ヒ、委託ガアレバ恩

給年金受給ニ關スル各種ノ手續等ヲ受給者

ニ代ツテ行ヒ、受給者ノ手數ヲ省キ、利便ヲ計

ル積リデアリマス、此仕事ハ一見輕微ノヤ

ウデアリマスガ、例ヘバ毎支給期ニ於ケル

給與金ノ請求、隔年ニ行ハレル受給權調査

ノ爲ニスル戸籍謄本若クハ抄本ノ提出等、

給者ノ希望ニ基キ、僅少ノ手數料ヲ徵シ、

思フノデアリマス、故ニ是等ニ對シテハ受

給者ノ希望ニ基キ、僅少ノ手數料ヲ徵シ、

金庫ガ立替拂又ハ分割拂ヲ爲スノ制度ヲ行

ハシメタイト思ヒマス

此外附帶的ノ事業トシテ、醫療其他受給

者ノ福利增進ニ關スル施設ヲモ試ミタラ如

何カト存ジマス、尤モ此附帶的事業ハ金庫

ノ餘剩資力ノ如何ニ關係ガアリマスノデ、

直チニ實行ハ困難カト存ジマスガ、成ベク

過スル狀況デアリマス、是等ノ犠牲者ニ對

スル恩給扶助料ノ裁定ニ付テハ、當局ニ於

テモ出來得ル限り迅速ニ處理スル積リデア

リマスガ、ヤハリ相當ノ日子ヲ要スルカト

ニ僅少ノ手數料ヲ徵シ、恩給金庫ガ前拂ヲ

與ヲ受クルニ至ル迄ノ間ニ於ケル生活費ヲ

必要トスル場合ニ於テハ、一定ノ制限ノ下

ニ僅少ノ手數料ヲ徵シ、恩給金庫ガ前拂ヲ

與ヲ受クルニ至ル迄ノ間ニ於ケル生活費ヲ

思フノデアリヤス、故ニ正式裁定ヲ經テ給

トモ全ク別個ノ意義ヲ有スル特殊ノ機關ナ

トスル機關トハ、本質相容レザルモノデア

リ、又對象ヲ異ニスル庶民金庫、產業組合

居リマセヌ、隨テ單ニ擔保金融ノミヲ目的

トコトヲ附加ヘテ申上げテ置キマス

恩給金庫ノ資本金ハ三千万圓トシ、初年度

マスガ、都市居住者ニ取ツテハ、三月拂ト云

フコトハ甚ダ不利デアリマス、此三箇月間

ニ支拂フベキ金ヲ一度ニ受取ル爲メ、或ハ

使ヒ過ギ、或ハ不足トナリ、爲ニ擔保金融

ヲ餘儀ナクサレルヤウナ事例モ少クナイト

思フノデアリマス、故ニ是等ニ對シテハ受

給者ノ希望ニ基キ、僅少ノ手數料ヲ徵シ、

金庫ガ立替拂又ハ分割拂ヲ爲スノ制度ヲ行

ハシメタイト思ヒマス

此外附帶的ノ事業トシテ、醫療其他受給

者ノ福利增進ニ關スル施設ヲモ試ミタラ如

何カト存ジマス、尤モ此附帶的事業ハ金庫

ノ餘剩資力ノ如何ニ關係ガアリマスノデ、

直チニ實行ハ困難カト存ジマスガ、成ベク

過スル狀況デアリマス、是等ノ犠牲者ニ對

スル恩給扶助料ノ裁定ニ付テハ、當局ニ於

シテ恩給年金収給者ノ福利増進ニ貢獻セント

スルモノデアリマシテ、其目的ハ公益的デ

アリ、金庫自體ハ何等營利ノ觀念ヲ含ンデ

居リマセヌ、隨テ單ニ擔保金融ノミヲ目的

トスル機關トハ、本質相容レザルモノデア

リ、又對象ヲ異ニスル庶民金庫、產業組合

トモ全ク別個ノ意義ヲ有スル特殊ノ機關ナ

トコトヲ附加ヘテ申上げテ置キマス

恩給金庫ノ資本金ハ三千万圓トシ、初年度

マスガ、都市居住者ニ取ツテハ、三月拂ト云

フコトハ甚ダ不利デアリマス、此三箇月間

ニ支拂フベキ金ヲ一度ニ受取ル爲メ、或ハ

使ヒ過ギ、或ハ不足トナリ、爲ニ擔保金融

ヲ餘儀ナクサレルヤウナ事例モ少クナイト

思フノデアリマス、故ニ是等ニ對シテハ受

給者ノ希望ニ基キ、僅少ノ手數料ヲ徵シ、

金庫ガ立替拂又ハ分割拂ヲ爲スノ制度ヲ行

ハシメタイト思ヒマス

此外附帶的ノ事業トシテ、醫療其他受給

者ノ福利增進ニ關スル施設ヲモ試ミタラ如

何カト存ジマス、尤モ此附帶的事業ハ金庫

ノ餘剩資力ノ如何ニ關係ガアリマスノデ、

直チニ實行ハ困難カト存ジマスガ、成ベク

過スル狀況デアリマス、是等ノ犠牲者ニ對

スル恩給扶助料ノ裁定ニ付テハ、當局ニ於

コトト存ジマスガ、恩給金庫ノ業務ハ主ト

フニトハ金庫ノ信用ヲ増大シ、隨テ金利ノ

安イ金ヲ求メ得ラレ、其結果又受給者ニ安  
イ金ヲ貸付ケ得ル譯デアリマスカラ、基礎  
ノ確立ト云フコトガ一番大切デアルト存ジ  
マス、國家ハ金庫ニ對シ特別ノ監督ヲ致  
積リデアリマス、即チ内閣總理大臣ト大藏  
大臣トガ監督ヲ致シ、特ニ監督官ヲ設ケ業  
務及ビ會計ヲ監督シ、以テ金庫ノ基礎ヲ安  
固ナラシムルト共ニ、公益ニ副ハシメント  
スルノデアリマス、金庫ノ役員ハ理事長、  
理事、監事等ヲ置クコトハ、產業組合中央  
金庫等他ノ諸金庫ト同様デアリマスガ、其  
他ニ評議員二十人以内ヲ置クコトニ致シテ  
居リマス、此評議員ハ業務經營ニ關スル重  
要事項ニ付、理事長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ述  
べ、又進シニ意見ヲ述ベルコトガ出來ルヤ  
ウニナツテ居リマスガ、會社ニ於ケル株主總  
會ニモ該當スルヤウナ組織ニ致シタイト考  
ヘテ居リマス、隨テ公平ナ立場デ利用者ノ  
利益モ、恩給年金ノ本質モ、又出資ノ安固  
ヲモ考ヘ、且ツハ之ヲ保護スル目的ニ適フ  
ヤウナ方々ヲ選任シタイ希望デアリマス  
ニ特別手續ヲ規定致シテアリマス  
尙ホ恩給年金等ハ公法上ノ給與デアリマ  
シテ、特別ノ性質ヲ有シテ居リマスカラ、  
ソレ等ノ關係ヲ明カニスル爲メ法案第四章  
終リニ恩給金庫ノ設立ノ爲メ設立委員ヲ

設ケ、之ヲシテ定款ノ作成ヲ初メ諸般ノ設立行爲ヲ爲サシタル上、之ヲ恩給金庫ニ引繼ガシムル豫定デアリマス、金庫ハ時局ニ鑑ミマシテ一日モ早ク成立セシムル必要ガアリマスノデ、可及的設立準備ヲ取急ギ、本年七月初メヨリ事業ヲ開始セシムル豫定デアリマス

違反者ニ對シテハ恩給ノ支給ヲ差止メル旨  
ノ規定ガアルノデアリマスカラ、今回ノ改  
正ニ當リマシテ同様制裁規定ヲ加ヘタノデ  
アリマス、此制裁規定ハ一面ニ於テ受給者  
ノ惡德ヲ矯メルト共ニ、他面恩給金庫ノ基  
礎ヲ確立セシムルノ效果ガアルノデアリマ  
ス、即チ折角國家ガ特ニ金融機關ヲ作ッテ、  
受給者ノ爲メ已ムヲ得ザル場合ノ擔保金融  
ノ途ヲ開イテモ、尙ホ從來通り一般金融業  
者ノ脱法的金融ヲ默認スルコトニナリマス  
レバ、金融業者ハ自己ニ利益ナル部分ノミ  
ノ金融ヲ行ヒ、老年者、弱體者、遺族孤兒  
等、金融業者側ヨリ見レバ不利益ナル部類  
ニ屬スルモノノミ恩給金庫ニ集ルコトトナ  
リマシテ、到底立行カナイノデアリマス、  
仍テ恩給年金本來ノ性質論及ビ金庫ノ基礎  
維持ノ兩面ヨリ、第二項ノ規定ヲ入レタノ  
デアリマス、尙ホ序ニ申加ヘマスガ、恩給法  
中ニ規定アル支給ノ停止ト、恩給ノ停止ト  
ハ性質ガ違フノデアリマシテ、恩給ノ停止  
ト云フノハ、其ノ停止期間ニ屬スル部分ハ  
全然恩給ヲ與ヘナイノデ、他日停止條件ガ  
ナクナリマシテモ、停止期間中ノ恩給ハ追  
給シナイノデアリマスガ、支給ノ停止又ハ  
差止ト云フノハ、現實ニ金ヲ給與シナイデ  
留保スルダケデアリマスカラ、後デ差止原

因ガナクナレバ、差止ラレタ期間ノ分モ本  
人ニ渡ス立前デアリマス

第二ニ本改正案中最モ重要ナル點ハ増加  
恩給、傷病年金及遺族扶助料ノ増額デアリ  
マス、先ヅ増加恩給及ビ傷病年金ノ増額ニ  
付申上マスト、別表第二號表及ビ第三號表  
ヲ改正致シマシテ相當ノ増額ヲ行ヒ、傷痍  
軍人ノ優遇ノ實ヲ擧ゲントスルモノデアリ  
マスガ、改正ノ要點ハ

一、増加恩給ハ成ルベク下ニ厚クスル趣  
旨ニ依リ將官ニ對シテハ全ク増額セズ  
佐官以下ニ對シ症狀ノ輕重ニ從ヒ適當  
ノ増額ヲ行フ、即チ佐官ノ階級ニ於テ  
ハ第三項以上ノ高症者ニ對シテノミ増  
額シ、尉官以下ハ各項ニ亘リ増額ヲ行  
フモ第三項以上ノ高症者ニ厚カラシム  
一、増加恩給ヲ給スキ不具廢疾ノ程度  
ヲ特別項ノ外第一項乃至第七項トシ概  
ネ從來ノ傷病年金第一款程度ノ症狀ヲ  
繰上げ且ツ其給額ヲ增加シ增加恩給  
受給者トノ給額ノ懸隔ヲ少ナカラシムル  
第七項トス

一、傷病年金ヲ給スキ傷病ノ程度ヲ第  
一款症乃至第四款症ニ分ツコト從來ト變  
リナキモ、從來ノ第二款症乃至第四款  
症程度ノ症狀ヲ第一款症乃至第三款症  
ニ繰上げ且ツ其給額ヲ增加シ增加恩給

ト共ニ從來ノ傷病賜金第一目及ビ第一  
目程度ノ症狀ヲ第四款症ニ繰上グ

一、傷病賜金ハ從來ノ第三目乃至第六目  
ヲ其金額ヲ變更セズシテ第一目乃至第

四目ニ繰上グルノ外變更ナシ

以上ノ如ク增加恩給及ビ傷病年金ノ增額  
ハ、現行法ノ增加恩給ト傷病年金、傷病年

金ト傷病賜金トノ關係ヲナダラカニスル目  
的ヲ以テ立案シ、之ニ加フルニ上ニ薄ク下

ニ厚ク、及ビ高症者優遇ト云フコトヲ眼目  
ト致シタノデアリマス、遺族扶助料ニ付テ

ハ、最モ優遇ヲ必要トスルモノデアリマシ  
テ、其増額率ハ從來其比ヲ見ザル程ノ高率

デアリマス、即チ從來第七十五條第二項ノ  
受給權者死亡後五年間三割加給ノ制ヲ廢シ  
現在ノ扶助料年額ニ對シ

一、戰死者準戰死者遺族ニ對シテハ第五  
號表ニ依ル率ヲ乘ジタル金額

二、普通公務死者遺族ニハ前號ノ金額ノ  
十分ノ八ニ相當スル金額

三、增加恩給受給者遺族ニハ第一號ノ金  
額ノ十分ノ六ニ相當スル金額

ヲ給シ、更ニ遺族ノ生活實情ニ即セシムル  
爲メ遺族ノ員數ニ應スル加給制度ヲ創設シ  
第五號表ニ依リ算出シタル金額ニ、更ニ是  
亦下ニ厚キ主義ヲ採ル第八號表ノ區分ニ依

リ、一定ノ率ヲ乘ジタル金額ヲ加給スルコ  
ト致シタノデアリマス、故ニ一例ヲ云ヘ

バ陸軍二等兵ノ戰死者遺族扶助料ハ、現在  
年額百五十圓デアリマスガ、改正法ニ依リ

マスト家族一人ノ場合ハ年額二百七十圓、  
三人ノ場合ハ三百三十八圓、四人ノ場合ハ

三百六十五圓、五人以上ノ場合ハ三百九十  
二圓トナリ、現行額ニ對シ最高十六割一分

ノ増額トナルノデアリマス、尙ホ家族加給  
ノ基礎トナルベキ遺族ノ意義ニ付キ疑義ヲ

生ズルコトヲ惧レ、第七十五條中ニ之ニ關  
スル規定ヲ置キマシタ

次ニ第十六條、第二十四條、第五十九條、  
第六十二條等ハ學校名ノ變更ノ爲メ文字的  
整理ヲ致シタノデアリマス、又第二十四條

ニ新ニ加ヘマシタ第五號ハ、行政權移讓後  
在滿學校組合待遇職員ヲモ恩給法上ノ待遇

職員トシテ取扱フノ趣旨デアリマス、第四  
十六條ノ二第一項及ビ第六十六條第一項中  
「二年ヲ三年ト改メマシタノハ、現行法

ニ於テハ傷病年金及ビ傷病賜金ハ、下士官以  
下ノ軍人ニ付テハ、退職後一年内ニ公務ニ基  
シテ居リマスノデ、往々此恩典ニ洩レルモ

ノガアリマスノデ、之ヲ退職後三年内ニ改  
メタノデアリマス、第五十九條ノ二ヲ改メ

マシタノハ恩給ノ算出スル基礎トナル俸給  
ニ關シ、現行法デハ不備ナ部分ガアリマス  
ノデ、序ニ之ヲ改メントスルノデアリマス、  
第六十五條第一項ニ新ニ加ヘマシタ但書

ハ、從來增加恩給ヲ給セラルベキ程度ニ達  
シタル軍人ニシテ、其儘現役ニ在職致シマ  
シテ十數年乃至二三十年モ經過シタル後

ニ退職致シマスト、其增加恩給ハ、退職當  
時ノ階等ニ依ル額ヲ給セラル、コトトナリ

マシテ、負傷又ハ罹病後直チニ退職シタル  
者トノ間ニ、甚シキ不權衡ヲ生ズル實例ガ

アリマシタノデ、之ヲ改正シ、負傷又ハ罹  
病後五年以内ニ退職セザル者ハ、負傷又ハ

罹病後五年ヲ經過シタル日ニ於ケル階等ニ  
應ズル增加恩給ヲ給シ、以テ給與ノ公平ヲ

保タントスルモノデアリマス、第六十五條  
ノ二第一項ニ新ニ但書ヲ加ヘマシタガ、是

ハ本改正案ニ依リマスト、增加恩給第七項  
ノ額ハ、傷病年金第一款ノ額ヨリ少額デア

リマシテ、若シ傷病年金第一款症ニ該當ス  
ル者ガ、普通恩給ヲ併給セラル、場合ニ於

レタ妻デナイト、扶助料權ガナカッタノデア  
リマスガ、大正十二年恩給法制定ノ際、兵

籍簿ノ登錄ハ、扶助料請求ノ要件トシナイ  
コトニナッタノデアリマス、又父母、祖父母

モ同様、現役ニ在ル間ニ同ジ家ニ居ナクテ  
モ、公務員死亡ノ當時、同一戸籍内ニ居レ

バ宜イト云フコトニナッタノデアリマス、併  
シ是等ノ規定ハ、當時不遡及ノ原則ヲ採ツ

タノデ、大正十二年恩給法改正以後ノモノ  
ノミ適用セラレタノデアリマス、併ナガラ

戰鬪又ハ戰鬪ニ準ズベキ公務ニ付レタル者

## 提案趣旨ノ説明ガアリマス

ノ貴族乃至僧加恩給受給者ノ貴族ニ付キマ

○太田政府委員 本委員會ニ付託セラレマ

シテハ、甚ダ氣ノ毒ナ事情ニアル者ガ多イ  
ノデアリマスカラ、是等ノ者ニハ將來現行

シタル庶民金庫法案及ビ無盡業法中改正法  
律案ニ付、御説明申上ゲマス

法ト同様ニ取扱フト云フ趣旨ノ改正デアリ

先づ庶民金庫法案ニ付キテ其概略ヲ御説明致シマス

林監守デアリマス、是ハ大正十二年恩給法  
改正當時待遇職員トシテ、存在シテ居ツタナ

庶民金庫ノ目的ニ付キマシテハ、本會議ニ於テ御説明申上ダマシタ通り、既設金融

ラバ、當然其在職年ハ恩給法上ノ在職年トナルノデアリマスガ、恩給法改正當時ハ名

機関等ニ依リマシテハ、十分ナル金融ニ惠  
マレ得ナカツタ階級、就中中小産業者及ビ勤

カ變ツテ居リマシタノデ、遡及適用カナカシ  
タノデアリマスガ、實質的ニ見テ北海道廳

勞所得者等ニ對シマシテ、對人信用ニ依ル  
小口金融ノ圓滑ヲ圖リ、以テ其生活ノ安定  
ニ資セントスレニアルノデアリマス、此ノ

森林監等ノ、是絶対ノ事例、行道職員等區別スルノ理由ナク、是ガ在職年ヲ除外スルノハ非常ニ同情ニ堪ヘマセヌカラ、今

目的ヲ達成セシガ爲ニ、本金庫ハ純然タル  
非營利ノ特殊法人ト致シ、資本金一千万圓

回一定ノ條件ノ下ニ將來ニ向ヅテ其在職年ヲ恩給法上ノ在職年ト見テヤルト云フ意味ノ改正ヲ行ハントスルノデアリマス

ハ、其金額ヲ政府出資トシ、剩餘金ノ配當  
ハ之ヲ行ハヌコトト致シタノデアリマス、  
本金庫ノ貸付資金ハ、庶民債券ノ發行ニ依ツ

以上改正ノ要點ヲ概略申上ゲタノデアリ

マヌレガ、其發行良度、弗入資本金ノ十倍  
テ、之ヲ調達セシムルコトニ致シタノデアリ

（不）坡加思絲及比打頭米（已正坡客）  
昭和十三年四月一日カラ之ヲ行フコトトシ、

之ニ依リ資金ヲ低利ナラシムルコトニ努ム  
トシ、預金部其他ニ於テ之ヲ引受ケマシテ、

ノデアリマス、其他ノ事項ニ付キマシテハ、  
卸質問ニ應ジ卸答致シタイト存ジマス

次ニ本金事ノ業務ハ、小口信用賃付ニ重ル方針デアリマス

○前田委員長 繽イテ庶民金庫法案及ビ無  
盡業法中改正法律案ニ付テ、政府委員ヨリ

リマスルガ、尙ホ他ノ金融機關ガ本金庫ト  
點ヲ置キマスルコトハ申ス迄モナイ所デア

第六類第七號 恩給金庫法案外一件委員會議錄

第二回 昭和十三年二月十七日

五

スル戰死者ノ一時賜金、其内容へ尉官級以下デアリマス、私ノ知リタイト云フノハ特ニ下士、兵デアリマスカラ、其點御諒承ノ上デ御願シマス、一時賜金ト申シマシテモ吾々通例一時賜金ト申シマスルト、全部ヲ包含シテ解釋スルノデアリマス、隨テ實際ハ其中ニハ特別賜金、又俸給令ニ依ル所ノ死亡賜金、埋葬料、又各師團及ビ聯隊ニ於テ支給サレル幾許カノ金ガアルノデアリマセウカラ、ソレガ若シ總括シテ居ルナラバ總括シテ居ルト言ッテ、其内容ヲ一々内譯ヲ願ヒタインデアリマス、隨テ是ハ各戰役ノデアッテ、多少其時期又勳功ノ程度如何ニ依ツテ違フデアリマセウカラ、一、二、三位ニ之ヲ平均ニシテ載クトカ、又滿洲事件ノ如キハ十年後ニ於テハ特別賜金ガ非常ニ少ナイノデアリマス、隨テサウ云フヤウナコトモアルデアリマセウカラ、ソレ等ヲ明細ニ分ルヤウニ調査シテ御報告願ヒタインデアリマス

○坂東委員 一寸附加ヘマスガ、現在ノ恩第二ハ現在庶民金融トシテ大藏省ニ於テ認メテ居ル既設ノ施設、例ヘテ申シマスレバ産業組合中央金庫デアルトカ、農村負債整理組合ト云フヤウナ各種ノ機關ノ種類竝ニ其設立月日或ハ資本金額等モ附加ヘテ大要デス、マア吾々ガ解釋スルノト大藏

當局ノ解釋スルノト、庶民金融ノ施設ノ解釋ハ違フデアリマセウガ、大藏當局ハドウ云フヤウナ施設ヲ、現在庶民金融トシテ見テ居ルカト云フコトヲ種類及ビ其大要ニ付考資料ハ以上ニ點デアリマス

○塚本委員 ソレニ一寸關聯シテ……、只今御要求ニナリマシタ資料ノ外ニ、特ニ質屋ノ中、公益質屋ト一般民間ノ質屋トノコトヲモ調査シテ附加ヘテ戴キタイト思ヒマス

○曾根委員 私ノ要求シマスノハ、或ハ坂東君ノ要求シタ中ニアルト思ヒマスガ、若シナケレバ御願シタイ、昭和十年末現在ニ於テ代理受領人員ガ五万四千二百八十九人、代理受領年金額ガ一千八百七十一萬圓

○前田委員長 御異議ナシト認メマス、ソレデハ本日ハ是ニテ散會致シマス、次會ハ公報ヲ以テ御通知申上ゲマス  
午前十一時六分散會

(参照)

江藤委員要求ノ參考資料

一、恩給又ハ勳章年金ヲ擔保トシテ義濟會及軍人後援會ヨリ金融ヲ受ケ居ル者ノ人員及金額

五、特殊銀行ノ不動産擔保ニ依ル金融利率六、恩給金庫役員ノ俸給年額

七、最近ニ於ケル目症者人員(各自別)及第一款症者ノ人員數

八、昭和九年四月一日以前ノ無償傷痍軍人ニシテ目症該當者ニ對シ軍人傷痍記章ヲ授與シタル員數

九、昭和九年四月一日以前ノ無償傷痍將校ニシテ款症該當ノ故ヲ以テ軍人傷痍記章ヲ授與シタル員數

一〇、第一項症ヨリ第四款症ニ至ル兵ノ受クル增加恩給額ノ比率(新舊對照)

一一、增加恩給及傷病年金年額ノ階等比率(新舊對照)

=供スルト云フコトハ詐欺ノ手段デアル所

ノ借リタ方ガ犯罪ニナツタ判例モアルヤウデス、其判決ノ全文ヲ御願シマス

四、左ノ區分ニ依ル最近一箇年ノ受恩給ナル組合ノ利率

1 一般公務員(軍人ヲ除ク)ノ受恩給

2 軍人(傷痍軍人ヲ除ク)ノ受恩給

3 傷痍軍人ノ受恩給人員及金額

4 一般公務員ノ遺族扶助料受給者人員及金額

5 戰傷公病死者(軍人)ノ遺族扶助料受給者人員及金額

6 恩給金庫役員ノ俸給年額

7 最近ニ於ケル目症者人員(各自別)及第一款症者ノ人員數

8 昭和九年四月一日以前ノ無償傷痍軍人ニシテ目症該當者ニ對シ軍人傷痍記章ヲ授與シタル員數

9、昭和九年四月一日以前ノ無償傷痍將校ニシテ款症該當ノ故ヲ以テ軍人傷痍記章ヲ授與シタル員數

10、第一項症ヨリ第四款症ニ至ル兵ノ受クル增加恩給額ノ比率(新舊對照)

11、增加恩給及傷病年金年額ノ階等比率(新舊對照)